

毎週火、金曜日発行（休日を除く）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆ 条例
 - 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部改正
 - 職員の給与に関する条例の一部改正
 - 市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき退職期間と県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき退職期間との通算に関する条例
 - 鳥取県職員退職手当支給条例の一部改正
 - 鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部改正
 - 警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部改正
 - 警察官に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部改正
 - 土地の立ち入り測量及び物件調査
 - 豚コレラ及び流行性脳炎予防注射の実施
 - 馬の流行性脳炎予防注射及び伝染性貧血の検査
 - 土地改良区役員の就任
 - 教育職員免許状の授与
- ◆ 選管告示
 - 選挙管理委員会の招集
 - 鳥取県保護文化財、天然記念物及び無形
- ◆ 告示

条例

- ◆ 公安規則
 - 文化財の指定又は選定する規則の一部改正
- ◆ 正誤
 - 昭和三十四年二月十日付鳥取県告示第四十四号中訂正

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十二号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例（昭和三十二年十二月鳥取県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表二 貸付金の種類、貸付金額の限度、償還期間及びすえ置期間の表中生業資金の項を次のように改める。

生業資金	五〇、〇〇〇円	自立更生の実効を挙げるため、真に必要なと認められる場合は、一〇〇、〇〇〇円まで貸し付けることができる。
	四年以内	
	一年以内	

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十三号

職員給与に関する条例の一部を改正する
条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四第二項中「支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合（十二月十五日に支給する期末手当の額については左の各号に掲げる割合に百分の二百八十を乗じて得た割合）を乗じて得た額とする。」を「六月十五日に支給する場合においては百分の六十五、十二月十五日に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額に、支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。」に、「百

分の五十」を「百分の百」に、「百分の三十」を「百分の六十」に、「百分の十五」を「百分の三十」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年六月十五日から適用する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例により昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の額のうち、改正前の職員の給与に関する条例第十六条の四の規定により算出した額をこえる部分の支給日は、昭和三十四年六月三十日とする。

市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例をここに公布する。

昭和三十四年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号

市町村の退職年金及び退職一時金の基礎と

なるべき在職期間と県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算
に関する条例

（市町村の職員としての在職期間の通算）
第一条 別表に掲げる市町村の退職年金及び退職一時金に関する条例（町村職員恩給組合の退職年金及び退職一時金に関する条例を含む。以下「市町村退職年金条例」という。）の適用を受ける職員のうち次に掲げる者（以下「市町村職員」という。）であつたものが引き続き鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「県吏員等退職年金条例」という。）の適用を受ける職員（以下「県職員」という。）となつた場合においては、当該就職後の県職員としての在職期間に引き続く当該市町村職員としての在職期間を県職員としての在職期間に通算する。ただし、当該市町村退職年金条例において県職員としての在職期間を当該市町村職員としての在職期間に通算することとしていないときは、

この限りでない。

- 一 市町村長、助役、収入役及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員
- 二 地方自治法第三十八条第三項及び第四項に規定する議会の事務局長、書記長及び書記
- 三 地方自治法第九十一条第一項に規定する選挙管理委員会の書記
- 四 地方自治法第九十五条第二項に規定する監査委員で常勤のもの及び同法第二百条第一項に規定する監査委員の事務を補助する書記
- 五 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十二条第一項及び第五項に規定する事務職員で吏員に相当するもの
- 六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

七 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十一条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

八 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の職員で次に掲げるもの

イ 高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭

ロ 事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

九 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条に規定する企業職員で吏員に相当するもの

十 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条に規定する消防職員で吏員に相当するもの及び同法第十五条の二第三項に規定する消防団員で吏員に相当するもの

十一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四条第一項に規定する固定資産評価員で吏員に相当するもの

十二 地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十五

年法律第四百十三号）による改正前の地方自治法第三百三十八条第一項に規定する議会の書記長及び書記

十三 旧教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第四十一条第一項に規定する教育長及び同法第四十五条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

十四 旧教育委員会法第六十六条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

十五 教育委員会法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十八号）による改正前の旧教育委員会法第六十六条第四項に規定する職員で吏員に相当するもの

十六 農業委員会法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第八十五号）による改正前の農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二十条第一項に規定する農業委員会の書記

十七 旧農地調整法施行令（昭和二十一年勅令第三十八号）第十八条第一項に規定する農地委員会の書記

十八 農地調整法施行令の一部を改正する政令（昭和

二十四年政令第二百二十四号）による改正前の旧農地調整法施行令第三十三条第一項に規定する農地委員会員の書記

十九 旧食糧確保臨時措置法施行令（昭和二十三年政令第二百四十七号）第三十条第一項に規定する農業調整委員会の書記

2 前項の規定により県職員としての在職期間に通算される市町村職員としての在職期間には、当該市町村退職年金条例の規定により当該市町村職員としての在職期間に通算されるべき当該市町村職員としての在職期間に引き続く他の市町村職員、当該市町村職員、他の都道府県職員（恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和三十三年七月鳥取県条例第二十九号。以下「条例第二十九号」という。）第一条第三項に規定する者をいう。以下同じ。）又は県職員としての在職期間を含むものとする。

3 前項の規定により、当該市町村職員としての在職期間に含まれる他の都道府県職員としての在職期間のうち、条例第二十九号第一条第三項第十九号に規定する者としての在職期間については、昭和二十二年五月三日以後の在職期間に限るものとする。

（他の都道府県の職員としての在職期間に引き続く市町村職員としての在職期間の通算）

第二条 他の都道府県職員であつた者が引き続き県職員となつた場合において、その者が当該就職後の県職員としての在職期間に引き続き他の都道府県職員としての在職期間に更に引き続く市町村職員としての在職期間を有するときは、当該市町村職員としての在職期間を県職員としての在職期間に通算する。ただし、当該他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「他の都道府県の退職年金条例」という。）において、当該市町村職員としての在職期間を当該他の都道府県職員としての在職期間に通算することとしないときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する他の都道府県職員としての在職期間に引き続く市町村職員としての在職期間について準用する。

(退職一時金の調整)

第三条 県職員であつた者が引き続き市町村職員となつた場合において、当該市町村退職年金条例の規定により県職員としての在職期間が当該市町村職員としての在職期間に通算されるときは、当該通算される県職員としての在職期間にかかる県吏員等退職年金条例に規定する退職一時金は、支給しない。

2 市町村職員であつた者が引き続き県職員となり、更に引き続き他の都道府県職員となつた場合において、当該他の都道府県の退職年金条例の規定により当該市町村職員としての在職期間が当該他の都道府県職員としての在職期間に通算されるときは、当該通算される市町村職員としての在職期間にかかる県吏員等退職年金条例の規定による退職一時金は、支給しない。

3 第一項の場合において、県職員であつた者が町村職員

員恩給組合を組織する市町村の職員となつたときは、その者にかかる町村職員恩給組合法施行令(昭和二十八年政令第四百三十三号)第二十六条の規定により算定した額の資金を、当該町村職員恩給組合に交付するものとする。

(退職年金権者等の特例)

第四条 第一条及び第二条の場合において、県職員となつた者が県吏員等退職年金条例に規定する退職年金又は恩給法(大正十二年法律第四十八号)第二条第一項に規定する普通恩給若しくはこれに相当する市町村退職年金条例に規定する給付若しくは他の都道府県の退職年金条例に規定する給付を受ける権利を有する者であるときは、その者については、第一条及び第二条の規定は、適用しない。

2 県吏員等退職年金条例に規定する公務傷病年金又は恩給法第二条第一項に規定する増加恩給若しくはそれに相当する市町村退職年金条例に規定する給付若しくは他の都道府県の退職年金条例に規定する給付を受け

る権利を有するに至つた者については、第一条及び第二条の規定は、適用しない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定により市町村職員としての在職期間を通算される者に退職一時金を支給するときは、その者がこの条例の規定により通算される在職期間について受けた市町村退職年金条例、他の都道府県の退職年金条例又は県吏員等退職年金条例の規定による退職一時金(以下「従前の退職一時金」という。)の額に相当する額を控除した額をもつて退職一時金の額とし、退職年金を支給するときは、その者が受けた従前の退職一時金の額に相当する額の十五分の一に相当する額を退職年金の年額から控除した額をもつて退職年金の年額とする。

別 表

鳥 取 市

鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十五号

鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正

する条例

鳥取県職員退職手当支給条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の二の次に次の一条を加える。

第六条の三 職員(知事等を除く。)が退職した日又はその翌日に副知事又は出納長となつた場合において、当該退職した者に対する退職手当の額及び任期の定のある職員(知事等を除く。)が任期満了に因り退職した場合の退職手当の額は、第三条から第六条までの規定にかかわらず、第五条の規定により計算した額とする。

第七条第六項中「国又は他の都道府県」を「国、他の都道府県又は別表に掲げる市町村」に改める。別表として次のように加える。

別表

鳥取市

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年三月三十一日から適用する。

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十六号

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

八頭東部農業改良普及所の項中「八頭郡丹比村一八頭郡のうち若桜町、丹比村及び八頭村」を「八頭郡八東

町一八頭郡のうち若桜町及び八東町」に改め、東伯中部農業改良普及所の項中「由良町及び大栄町」を「及び大栄町」に改め、日野北部農業改良普及所の項中「根雨町」を「日野町」に改め、日野南部農業改良普及所の項中「日野郡伯南町一日野郡のうち伯南町、高宮村、黒坂町、福栄村、石見村及び多里村」を「日野郡日南町一日野郡のうち日南町」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、八東町にかかる改正部分は昭和三十四年五月十五日から、大栄町及び日南町にかかる改正部分は昭和三十四年四月一日から、日野町にかかる改正部分は昭和三十四年五月一日からそれぞれ適用する。ただし、旧黒坂町は、昭和三十四年四月一日から同年四月三十日までの間、日野南部農業改良普及所の管轄区域に属するものとする。

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十七号

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中

鳥取県郡家警察署	八頭郡郡家町	八頭郡のうち八頭町、河原町、八東町、若桜町
鳥取県郡家警察署	八頭郡郡家町	八頭郡のうち八頭町、河原町、八東町、若桜町
鳥取県郡家警察署	八頭郡郡家町	八頭郡のうち八頭町、河原町、八東町、若桜町

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年五月十五日から適用する。

警察官に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十八号

警察官に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例

八日	大山町高麗	高麗農業協同組合
九日	所子	所子家畜保健衛生所
十日	赤松	赤松家畜検査場
十一日	大山	大山農業協同組合
十三日	香取	香取家畜検査場
	中山町逢坂	逢坂
	名和町御来屋	名和
	名和	
十四日	庄内	庄内
	名和	
	光徳	陣構

鳥取県告示第三百七十二号

次のように流行性脳炎予防注射及び伝染性貧血の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、馬の所有者に対して注射及び検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 流行性脳炎及び伝染性貧血予防のため
 - 二 実施の区域 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 馬。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 四 実施の期日 別表のとおり
 - 五 検査及び注射駆除の方法
 - 流行性脳炎予防注射……流行性脳炎予防液皮下注射
 - 伝染性貧血検査……〔イ〕 チョツケ試験管による赤血球数検査
 - 〔ロ〕 担鉄細胞検査
- 別表
- | | | | |
|--------------------|------|------------|---------|
| 流行性脳炎予防注射及び伝染性貧血検査 | 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
| | 七月三日 | 西伯郡伯仙町大高地区 | 大高家畜検査場 |
| | | 米子市春日 | 春日 |

四日	西伯郡伯仙町	巖	巖
	岸本町大幡	大幡	
	幡郷	幡郷	
六日	八郷	八郷	
七日	会見町賀野	賀野	
	手間	手間	

鳥取県告示第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、小江尾土地改良区から次のように役員が就任した旨届出があつた。

昭和三十四年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の名及び住所

理事 土居 八郎 日野郡江府町大字小江尾

篠田 藤吉

長尾 時治

鳥取県告示第三百七十四号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十四年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十三年十月二十日設立総会において選挙の結果当選し十月二十一日就任、任期二年。

篠田 工	土居 市夫
篠田 克己	篠田 克己
篠田 玄正	篠田 玄正
篠田 頼正	篠田 頼正
真田 良一	真田 良一
篠田 親愛	篠田 親愛

彫刻	木造薬師如来坐像	一休	寸法 ●八二寸 材質 檜材	鳥取市古郡家森福寺	森福寺代表者 佐藤正道	鳥取市古郡家
民族資料	馬場八幡人形芝居道具	一括	人形頭 男二点 女一点 衣装 袴の他 一〇九点 一六〇点 一〇二点	鳥取市馬場二七五	馬場八幡永楽座 人形芝居維持保 存会代表者 前田信文	鳥取市馬場

天然記念物

種別	鳥取県指定天然記念物	名称	高岡神社社叢	員数		寸法その他の特徴	ツバキの純林社叢 目通周囲一・五程度のツバキ〇・八ヘク タールに約二百本あり。	所在地	高岡神社	所有者	高岡神社代表者 中林国光
種別		名称	最勝寺の大シダレザクラ	員数	一株	寸法その他の特徴	目通周囲 張高 一・〇五 一・五	所在地	最勝寺	所有者	最勝寺代表者 倉信隆源
種別		名称	長瀬の大シダレザクラ	員数	一株	寸法その他の特徴	目通周囲 張高 一・二四 一・二〇	所在地	八頭郡河原町大字 長瀬寺	所有者	中島義輝

無形文化財

種別	鳥取県選定無形文化財	名称	泊の一里マツ	特徴	樹間(樹心) 鳥取から十里目(四〇キメ)	所在地	東伯郡泊村大字 泊丸山園地内	保持者又は所属団体	大字泊尾嶋信次
種別		名称	泊のイザリマツ	特徴	樹間(樹心) 鳥取から十里目(四〇キメ)	所在地	東伯郡泊村大字 後鳥灘神社	保持者又は所属団体	〃
種別		名称	解脱寺のモミ並木	特徴	樹間(樹心) 鳥取から十里目(四〇キメ)	所在地	日野郡日南町大字 解脱寺	保持者又は所属団体	解脱寺代表者 生田日晴

種別	鳥取県選定無形文化財	名称	岩坪神社獅子舞	特徴	獅子舞 獅子雄二頭	所在地	鳥取市岩坪 岩坪神社	保持者又は所属団体	岩坪神社現権堂流 古流三方舞獅子連中 代表者 中村寛海
種別		名称	獅子舞	特徴	獅子舞 獅子雄二頭	所在地	鳥取市岩坪 岩坪神社	保持者又は所属団体	獅子舞 獅子雄二頭

公安委員会規則

警察官に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年六月三十日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第六号

警察官に協力援助した者の災害給付に関する

規則の一部を改正する規則

警察官に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和三十年十一月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付

に関する規則

第一条中「警察官」を「警察官の職務」に改める。

第二条中「所属の長」の下に「又は警察官が現場にいない場合における現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助

に当つた場所を管轄する警察署長」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する警察署長は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第二条第八号の規定により公安委員会の認定に付すべき逮捕又は救助の行為であると認めるときは、当該事案の詳細について書面で本部長に報告しなければならない。

別表第一中「警察官に協力援助した者の災害発生報告書」を「協力援助した者の災害発生報告書」に改める。

別表第二中「警察官に協力援助をしたための災害」を「協力援助をしたための災害」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

正 誤

昭和三十四年二月十日付鳥取県告示第四十四号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

申請者欄中六頁の終りから二行「小田原鉄男」を

「共有代表 小田原鉄男」に訂正し、「七頁の終りから三行小田

原鉄男以下十頁の終りから九行佐藤春子」までを「削除」に訂正する。